

山口FPの 事業承継

A to Z



ファイナンシャル・プランナー
山口 大介

山口大介、59歳。証券会社に勤務後、ファイナンシャル・プランナーとして独立。経営者のクライアントも多く、相続・事業承継のコンサルティングを行うことも多い。

改正相続法に注目

遺留分について見直し

こんにちは、山口大介です。7月を迎え、本格的な夏が近づいています。梅雨明けが待ち遠しいですね。さて、今回は相続法についてご紹介します。皆さんは、現在、相続法の見直しが進められているのをご存知でしょうか？ 相続に関する民法改正は、約40年ぶりのこと。2019年中にも施行される見通しです。

図表1に、改正のポイントをまとめました。このうち、まず注目されるのが、遺留分(法定相続人に最低限保証された相続財産の取得割合)に関する見直しです。現行法では、権利を侵害された人が遺留分を取り戻す請求(遺留分減殺請求)を申し立てると、全ての財産が相続人による共有状態になり、これが分割を遅滞させる一因となってきました。改正案では、遺留分に満たない分を、他の相続人に現金で請求することを可能にしています(遺留分侵害額請求権)。遺留分を現金で戻す方法は、実際には今も使われていますが、法律で権利を明確にすることで、円滑な相続を後押しすることが期待されます。

配偶者居住権の新設

配偶者居住権の新設も、覚えておきたいポイントの1つです。配偶者居住権とは、被相続人が亡くなった後、配偶者が自宅に終身で住み続けられる権利のこと。所有権に比べ、評価額は低くなります。これが遺産分割にどんな影響を与えるのか、例を用いて見ていきましょう。

図表2は、夫が亡くなり、妻と子1人が法定相続分通りに遺産分割する例を、現行法と改正後(配偶者居住権を相続した場合)で示したものです(現在の住居の評価額=2,000万円、預貯金=3,000万円とします)。まず、現行法。自宅を相続した妻の預貯金の相続額は、500万円しかありません。これに対し、改正後は、仮に居住権が1,000万円だとすれば、妻は1,500万円の預貯金を相続できることがわかります(配偶者居住権の評価額は、平均余命などをもとに算出されます)。この他、今回の見直しでは、婚姻期間20年以上の夫婦は贈与などで自宅を遺産分割の対象外にできるなど、高齢配偶者への配慮が厚くなっています。時代の変化に合わせて見直しだと言えるでしょう。

M

■ 図表1 相続法改正の主なポイント

| | |
|-----------|---|
| 遺留分 | 侵害された遺留分について、現金での請求が可能に。相続開始10年前の贈与を遺留分の算定価額より除外。 |
| 故人の預金の引出し | 遺産分割協議中でも、一部引出しできる仮払い制度の新設など。 |
| 自筆証書遺言書 | 法務局で保管。パソコンでの財産目録の作成が可能に。 |
| 配偶者居住権 | 配偶者が終身で自宅に住み続けられる権利の新設。 |
| 配偶者保護 | 婚姻期間20年以上の夫婦間なら、贈与などで自宅を遺産分割の計算から除外。 |

■ 図表2 配偶者居住権

